

# 臨時福祉給付金

# 障害・遺族基礎年金受給者向け給付金の申請を忘れずに！

確認じゃ！



申請の受付期間は、**12月28日(水)** (消印有効) までです。

- ◆「臨時福祉給付金」「障害・遺族基礎年金受給者向け給付金」を受給するためには、申請が必要です。期間を過ぎると申請できませんのでご注意ください。
- ◆平成28年1月1日時点で、住民票が大和郡山市にある人が対象です。
- ◆給付金の支給対象となる可能性があると思われる人に、申請書を発送しましたが、修正申告等で新たに支給対象となる場合がありますので、関係書類がお手元に届いていない人で、下記の支給要件に該当すると思われる場合等は、市役所給付金担当窓口までご連絡ください。

## ①臨時福祉給付金

### 1. 支給対象者(ア～エの要件をすべて満たしている人です)

- ア. 平成28年1月1日時点で、大和郡山市の住民基本台帳に登録されている(平成28年1月1日以降に死亡した場合は除きます)
- イ. 平成28年度分の市民税(均等割)が課税されていない
- ウ. 市民税(均等割)が課税されている人に扶養されていない
  - ※扶養されている場合とは、税法上の控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者、白色事業専従者および16歳未満の年少者になります。
- エ. 生活保護制度の被保護者となっていない

### 2. 支給額

1人につき 3千円 (1回限り)

## ②障害・遺族基礎年金受給者向け給付金

### 1. 支給対象者(ア～ウの要件をすべて満たしている人です)

- ア. 左の①臨時福祉給付金を受給できる人
- イ. 平成28年5月分の障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人
  - ※障害厚生年金・遺族厚生年金のみの受給は対象外です。
- ウ. 高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)を受給していない人
  - ※大和郡山市以外で受給している人も対象外です。

### 2. 支給額

1人につき 3万円 (1回限り)

※なお、申請受理後、給付金の受給要件を審査のうえ支給・不支給の決定を行います。審査の結果、給付要件に該当せず不支給となる場合がありますので、ご注意ください。

## 申請先・問合せ

「臨時福祉給付金」担当窓口 (市役所 1階 115会議室)

☎ 53-4192 (専用ダイヤル)

12月28日(水)まで(土・日曜、祝日を除く)の8時30分～17時15分

<注意> 給付をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。